

○「食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について」(平成21年3月18日付け20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)の一部改正(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="837 596 1077 671">20消安第11157号 平成21年3月18日</p> <p data-bbox="734 775 1077 807">農林水産省消費・安全局長</p> <p data-bbox="271 911 1061 943">食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について</p> <p data-bbox="181 1046 1106 1350">飼料の安全は飼料を製造、輸入又は販売する者が「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)並びに「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)を遵守することにより担保されているところです。</p>	<p data-bbox="1800 596 2040 671">20消安第11157号 平成21年3月18日</p> <p data-bbox="1697 775 2040 807">農林水産省消費・安全局長</p> <p data-bbox="1234 911 2024 943">食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について</p> <p data-bbox="1144 1046 2069 1390">飼料の安全は飼料を製造、輸入又は販売する者が「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)並びに「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)、<u>「ゼアラレノンの検出について」</u>(平成14年3月25日付け13生畜第7269号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知)及び「飼料中のデオキシニバレノールについて」(平成14年7月5日</p>

(略)

(別紙)

食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について

制定 平成21年3月18日

一部改正 平成28年12月22日

(20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)

第1 (略)

第2 安全確認の区分等

食用不適穀類等は、食用不適となった要因ごとに以下の4つに区分し、区分ごとの飼料転用の可否の判断に必要な資料及び判定方法はそれぞれ別添1から4までのとおりとする。

1 かびが発生した場合又は発生が懸念される場合(別添1)

(該当する事例)

- ・ 輸入又は保管時の水ぬれ等によりかび状異物が認められた穀類等
- ・ 総アフラトキシン(アフラトキシンB₁、B₂、G₁及びG₂の総和をいう。以下同じ。)が10 µg/kgを超えて検出された食用とうもろこし

2~4 (略)

付け14生畜第2267号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知(以下「関係通知」という。)を遵守することにより担保されているところです。

(略)

(別紙)

食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について

制定 平成21年3月18日

(20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)

第1 (略)

第2 安全確認の区分等

食用不適穀類等は、食用不適となった要因ごとに以下の4つに区分し、区分ごとの飼料転用の可否の判断に必要な資料及び判定方法はそれぞれ別添1から4までのとおりとする。

1 かびが発生した場合又は発生が懸念される場合(別添1)

(該当する事例)

- ・ 輸入又は保管時の水ぬれ等によりかび状異物が認められた穀類等
- ・ アフラトキシンB₁が10ppbを超えて検出された食用とうもろこし

2~4 (略)

第3 安全確認の手続

1 安全確認の申出

食用不適穀類等の所有者は、食用不適穀類等を飼料に転用する場合は事前に安全確認の区分ごとに該当する別添1から4までにより当該穀類等の飼料としての安全を確認し、別記様式第1号により独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）に申し出るものとする。

なお、食用とうもろこしについて、総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて検出されたことにより食品衛生法違反となった場合であって、アフラトキシンB₁が20 µg/kgを超えるものについては、事前にアフラトキシンが多く含有されるダスト等を集じん機により取り除く処理等を実施し、食品衛生法に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関において再検査を行う。

2～7 (略)

(別添1)

I かびが発生した場合又は発生が懸念される場合

1 安全確認のために必要な資料

(1) 試験結果

ア 必須のもの

- ① 総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて検出されたことによ

第3 安全確認の手続

1 安全確認の申出

食用不適穀類等の所有者は、食用不適穀類等を飼料に転用する場合は事前に安全確認の区分ごとに該当する別添1から4までにより当該穀類等の飼料としての安全を確認し、別記様式第1号により独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）に申し出るものとする。

なお、食用とうもろこしがアフラトキシンB₁検出により食品衛生法違反となった場合であって、アフラトキシンB₁が20 ppbを超えるものについては、事前にアフラトキシンが多く含有されるダスト等を集じん機により取り除く処理等を実施し、食品衛生法に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関において再検査を行う。

2～7 (略)

(別添1)

I かびが発生した場合又は発生が懸念される場合

1 安全確認のために必要な資料

(1) 試験結果

ア 必須のもの

- ① アフラトキシンB₁検出により食品衛生法違反となったと

り食品衛生法違反となったとうもろこしにあっては、アフラトキシン B₁ の定量試験の結果

② ①以外にあっては、アフラトキシン B₁、ゼアラレノン及びデオキシニバレノールの定量試験の結果

イ (略)

(2) (略)

2 資料に基づく判定

(1) アフラトキシン B₁、ゼアラレノン及びデオキシニバレノールの定量試験結果による判定は下表による。ただし、適切な処理によって、給与する段階の飼料で下表の基準を下回ることが確実に担保される場合は、この限りではない。

		ゼアラレノン <u>1 mg/kg</u> 超			ゼアラレノン <u>1 mg/kg</u> 以下		
デオキシニバレノール	<u>4 mg/kg</u> 超	×	×	×	×	×	×
	<u>4 mg/kg</u> 以下					生後 3 か月以上の牛用 (乳用牛用を除く。) のみ可	生後 3 か月以上の牛用のみ可
	<u>1 mg/kg</u> 超	×	×	×	×		
	<u>1 mg/kg</u> 以下	×	鶏用 (幼すう用及)	鶏用及びうずら用	×	牛用 (ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く。)、豚用 (ほ乳期子豚)	牛用、豚

もろこしにあっては、アフラトキシン B₁ の定量試験の結果

② ①以外にあっては、アフラトキシン B₁、ゼアラレノン及びデオキシニバレノールの定量試験の結果

イ (略)

(2) (略)

2 資料に基づく判定

(1) アフラトキシン B₁、ゼアラレノン及びデオキシニバレノールの定量試験結果による判定は下表による。ただし、適切な処理によって、給与する段階の飼料で下表の基準を下回ることが確実に担保される場合は、この限りではない。

		ゼアラレノン <u>1.0ppm</u> 超			ゼアラレノン <u>1.0ppm</u> 以下		
デオキシニバレノール	<u>4.0 ppm</u> 超	×	×	×	×	×	×
	<u>4.0 ppm</u> ~ <u>1.0 ppm</u> 超	×	×	×	×	生後 3 ヶ月以上の牛用 (乳用牛用を除く。) のみ可	生後 3 ヶ月以上の牛用のみ可
	<u>1.0 ppm</u> 以下	×	鶏用 (幼すう用及)	鶏用及びうずら	×	牛用 (ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く。)、豚用 (ほ乳期子豚)	牛用、

		びブロイ ラー前期 用を除 く。)及び うずら用 のみ可	のみ可		用を除 く。)鶏 用(幼す う用及び ブロイラ ー前期用 を除く。) 及びうず ら用のみ 可	用、鶏用 及びうず ら用のみ 可
	0.02 mg/kg 超	0.02 mg/kg 以 下 0.01 mg/kg 超	0.01 mg/kg 以 下	0.02 mg/kg 超	0.02 mg/kg 以 下 0.01 mg/kg 超	0.01 mg/kg 以下
アフラトキシン <u>B₁</u>						

注：この表は、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）により規定する配合飼料等の指導基準及び管理基準に基づいて作成したものである。

(2) (略)

(別添2)

II 重金属等が混入した場合又は混入が懸念される場合

		びブロイ ラー前期 用を除 く。)及び うずら用 のみ可	用のみ可		用を除 く。)鶏 用(幼す う用及び ブロイラ ー前期用 を除く。) 及びうず ら用のみ 可	豚用、鶏 用及びう ずら用の のみ可
	0.02 ppm超	0.02~ 0.01ppm超	0.01ppm 以下	0.02 ppm超	0.02~ 0.01ppm超	0.01ppm 以下
アフラトキシン <u>B₁</u>						

注：この表は、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）、「ゼアラレノンの検出について」（平成14年3月25日付け13生畜第7269号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）及び「飼料中のデオキシニバレノールについて」（平成14年7月5日付け14生畜第2267号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）が規定する配合飼料等の指導基準に基づいて作成したものである。

(2) (略)

(別添2)

II 重金属等が混入した場合又は混入が懸念される場合

1 安全確認のために必要な資料

(1) 試験結果

ア 必須のもの

①～③ (略)

④ ひ素の定量試験の結果

イ (略)

(2) (略)

2 資料に基づく判定

カドミウム、水銀、鉛及びひ素の定量試験結果による判定は下表による。ただし、適切な処理によって、給与する段階の飼料で下表の基準を下回ることが確実に担保される場合は、この限りではない。

試験項目	判定基準	判定	飼料転用処理に係る要件	給与飼料の基準
<u>カドミウム</u>	<u>3 mg/kg</u>	定量試験結果が判定基準以下であること。	配合飼料等の給与する段階の飼料が右欄の「給与飼料の基準」を下回ることが確実に担保されること。	<u>1 mg/kg</u>
<u>水銀</u>	<u>1 mg/kg</u>			<u>0.4 mg/kg</u>
<u>鉛</u>	<u>7 mg/kg</u>			<u>3 mg/kg</u>
<u>ひ素</u>	<u>7 mg/kg</u> 又は <u>15 mg/kg</u>			<u>2 mg/kg</u>

1 安全確認のために必要な資料

(1) 試験結果

ア 必須のもの

①～③ (略)

④ ヒ素の定量試験の結果

イ (略)

(2) (略)

2 資料に基づく判定

鉛、カドミウム、水銀及びひ素の定量試験結果による判定は下表による。ただし、適切な処理によって、給与する段階の飼料で下表の基準を下回ることが確実に担保される場合は、この限りではない。

試験項目	判定基準	判定	飼料転用処理に係る要件	給与飼料の基準
<u>鉛</u>	<u>7.5 ppm</u>	__定量試験結果が判定基準以下であること。	__配合飼料等の給与する段階の飼料が右欄の「給与飼料の基準」を下回ることが確実に担保されること。	<u>3.0 ppm</u>
<u>カドミウム</u>	<u>2.5 ppm</u>			<u>1.0 ppm</u>
<u>水銀</u>	<u>1.0 ppm</u>			<u>0.4 ppm</u>
<u>ひ素</u>	<u>7 ppm</u>			<u>2 ppm</u>

その他の重 金属等	(略)
--------------	-----

注：この表は、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）に基づき作成したものである。表中の判定基準は、同通知の飼料原料（魚粉、肉粉及び肉骨粉）の管理基準[※]であり、また、給与飼料の基準は、配合飼料の管理基準である。

※ ひ素の 7 mg/kg は肉粉及び肉骨粉、15 mg/kg は魚粉の管理基準

(別添3)・(別添4) (略)

(別添5)
(略)

別記様式第1号

別記様式第1号	年月日
独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿	
住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 印	
食用不適穀類等の飼料転用に係る安全確認の申出	

その他の 重金属等	(略)
--------------	-----

注：この表は、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）に基づき作成したものである。表中の判定基準は、同通知の飼料原料（魚粉、肉粉及び肉骨粉）の指導基準であり、また、給与飼料の基準は、配合飼料の指導基準である。

(別添3)・(別添4) (略)

(別添5)
(略)

別記様式第1号

別記様式第1号	年月日
独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 殿	
住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 印	
食用不適穀類等の飼料転用に係る安全確認の申出	

食用不適穀類等の輸入・生産の経緯、事故等の発生の経緯、試験結果、安全を確保する処理の方法等は、下記のとおりです。

記

- 1 品名：
- 2 輸入（・生産）数量：
- 3 積来本船名（生産地）：
- 4 入港年月日（生産年月）：
- 5 現保管場所：
- 6 該当数量：
- 7 発生の経緯：
- 8 飼料転用を予定している食用不適穀類等の数量：
- 9 飼料転用を予定している食用不適穀類等の安全確認に関する資料：
- 10 飼料転用する際の安全を確保するための処理方法（別紙「処理方法に関する留意事項」を参照すること。）：
- 11 備考：

注 次の書類を添付すること。

- ① 輸入通関書類(写)
- ② 食品衛生法違反となったものは、厚生労働省検疫所が交付する「食品衛生法違反通知書（写）」
- ③ 上記9の資料は、別添1から4までの1の（1）に掲げる試験の結果及び1の（2）に掲げる科学的情報に関する資料をいう。なお、総アフラトキシンが10 µg/kg を超えて検出されたことにより食品衛生法違反となったとうもろこしに

食用不適穀類等の輸入・生産の経緯、事故等の発生の経緯、試験結果、安全を確保する処理の方法等は、下記のとおりです。

記

- 1 品名：
- 2 輸入（・生産）数量：
- 3 積来本船名（生産地）：
- 4 入港年月日（生産年月）：
- 5 現保管場所：
- 6 該当数量：
- 7 発生の経緯：
- 8 飼料転用を予定している食用不適穀類等の数量：
- 9 飼料転用を予定している食用不適穀類等の安全確認に関する資料：
- 10 飼料転用する際の安全を確保するための処理方法（別紙「処理方法に関する留意事項」を参照すること。）：
- 11 備考：

注 次の書類を添付すること。

- ① 輸入通関書類(写)
- ② 食品衛生法違反となったものは、厚生労働省検疫所が交付する「食品衛生法違反通知書（写）」
- ③ 上記9の資料は、別添1から4までの1の（1）に掲げる試験の結果及び1の（2）に掲げる科学的情報に関する資料をいう。なお、アフラトキシンB1 検出により食品衛生法違反となったとうもろこしについて、アフラトキシンが

ついて、アフラトキシンが多く含有されるダスト等を集じん機により取り除くための処理等を行った場合にあつては、その結果に関する資料を含むものとする。

(別紙)

処理方法に関する留意事項

- 1 (略)
- 2 総アフラトキシンが 10 $\mu\text{g}/\text{kg}$ を超えて検出されたことにより食品衛生法違反となつたとうもろこしについて、ダスト等を取り除く処理を行った場合にあつては、食用不適穀類等の所有者は、
①・② (略)
- 3 別添 1 の判定基準を超過してアフラトキシン B₁、ゼアラレノン又はデオキシニバレノールを含有するものを飼料転用する場合は、飼料を給与する段階で基準を下回ることが確実に担保される処理方法によること。

別記様式第 2 号～別記様式第 4 号 (略)

多く含有されるダスト等を集じん機により取り除くための処理等を行った場合にあつては、その結果に関する資料を含むものとする。

(別紙)

処理方法に関する留意事項

- 1 (略)
- 2 アフラトキシン B₁ 検出により食品衛生法違反となつたとうもろこしについて、ダスト等を取り除く処理を行った場合にあつては、食用不適穀類等の所有者は、
①・② (略)
- 3 別添 1 の判定基準を超過してアフラトキシン B₁、ゼアラレノン又はデオキシニバレノールを含有するものを飼料転用する場合は、飼料を給与する段階で基準を下回ることが確実に担保される処理方法によること。

別記様式第 2 号～別記様式第 4 号 (略)